

安全管理規程

第1条（目的）

この規定は、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、以て輸送の安全性の向上を図る事を目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当社一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に於いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又、現場における安全に関する声に対し真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の「策定・実行・チェック・改善」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、及び全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については積極的に開示する。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次にあげる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達・共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。
2. 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

第5条（輸送の安全に関する目標）

前項に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第7条（社長等の責務）

社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保・体制の構築等、必要な措置を講じる。

3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や、重大な事故及び災害等に対応する場合も含め別紙に定める組織図(別表)にて対応する。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

安全統括管理者は取締役会で選任し、社長がこれを任命(選任)する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障、その他やむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になった時。
 - (3) 法令関係等の違反、又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る事により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に挙げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、法令関係等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を忠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、且つ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他の必要な改善について検討し、措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第11条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全の計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第12条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

経営トップ、現場や運行管理者、乗務員等との双方向の意見疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第13条（事故・災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める（職制規定/組織図）ところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規定（昭和26年運輸省令104号）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第14条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成の為の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第15条（輸送の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合にはその内容を、速やかに経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条（輸送の安全に関する業務の改善）

安全統括管理者から、事故・災害等に関する報告・前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保の為に必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保の為の措置を講じる。

第17条（情報の公開）

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統・基本的な方針・重点施策・計画・輸送の安全に関する予算等の実績額・事故/災害等に関する報告連絡体制・安全統括管理者・安全管理規程・輸送の安全に関する教育及び研修の計画・内部監査

結果及びそれを踏まえた措置内容・自動車事故報告規則に基づく重大事故情報その他の輸送の安全に関する情報については、毎年度社内及び関連会社において開示する。

2. 輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について、国土交通大臣に報告した場合には速やかに社内及び関連会社において開示する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理）

本規定は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録・報告連絡体制・事故災害等の報告・安全統括管理者の指示・内部監査の結果・経営トップに是正措置又は予防措置を記録し、これを3年間保存する。

以上

異常気象時の処理要領

1. 異常気象の発生により、運輸支局・気象庁・消防署・警察署・道路情報センター等の気象情報・指示・收受を受けた場合、また乗務員からの通報により指導責任者(安全統括管理者/運行管理者)が異常と判断した場合は、異常気象についての対応を行うものとする。会社は異常気象対策のため定期的・臨時的にそれらの知識・対策等の教育訓練を行うものとする。

2. 異常気象時の判断基準

発令1号(帰庫又は避難の指示)

- (イ) 積雪が20cmを超えたとき
- (ロ) 各所に洪水が発生し、車両水没の危険を認めたとき
- (ハ) 降水量が100mm/h以上のとき
- (ニ) 風速が毎秒25m以上のとき
- (ホ) 地震等により津波・道路決壊の警報が発せられ地面現象の異常が認められたとき

発令2号(警戒状況により帰庫指示又は避難処置)

- (ヘ) 積雪が10cmを超えたとき
- (ト) 洪水発生危険が多分にあるとき
- (チ) 降水量が50mm/h以上のとき
- (リ) 風速が毎秒15m以上のとき
- (ヌ) 地面現象「高潮」の注意報があったとき

発令3号(気象情報・道路状況による運行制限措置)

発令1及び2号の内容が起り得ると予想されるとき